



## 20歳になったら『国民年金』

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

皆さんの中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている方はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなの前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加していき

ますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありまますので、「あのとときに…」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう！

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。



付加年金の年金額=200円×付加保険料を納付した月数

(例) 付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料の納付額=400円×12月×10年=48,000円

付加年金の年金額 =200円×12月×10年=24,000円

この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。

### 付加年金の申出は大変お得です

付加年金とは、年金額を少しでも多く受給されたい方が加入する制度で、任意付加と農業者年金加入者が加入する強制付加の2種類があり、月の保険料とは別に月額400円かかります。国民年金保険料を納めた期間(厚生年金の加入期間を含む)と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年(300月)以上ある方について

は、65歳から支給される老齢基礎年金に付加年金が加算され支給されることとなります。

なお、付加保険料の納付を希望される方は申し出が必要です。納付期限(対象月の翌月末)を経過しての納付や申し出の月から遡って納付することはできません。国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納付できません。

**農業者年金に加入された方は役場での手続きが必要です**

農業者年金の被保険者になった場合、希望の有無に関わらず付加保険料を納めなければならず、役場で付加年金の加入手続きが必要になります。付加年金は遡って納付することができないため手続きが遅くなると不利益を被るようになります。

北ひびき農協で農業者年金の加入手続きをされた方は、あわせて役場でも手続きをしてください。

### ◇お問い合わせ先

・住民課戸籍年金医療グループ

(電話 34・2121内線413)

・日本年金機構 旭川年金事務所

(電話 0166・72・5002)